

約款名	条文	新	旧
投資信託総合取引約款	第12条 (約款等の変更)	<p>(1) この約款及び第2条各号に定める約款・規定（以下「約款等」といいます。）は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要な事由が生じたときに、<u>改正民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。</u>改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネット又はその他相当の方法により周知します。</p> <p>(2) 削除</p>	<p>(1) この約款及び第2条各号に定める約款・規定（以下「約款等」といいます。）は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要な事由が生じたときに改定されることがあります。<u>なお、改定の内容が、お客様の従来の権利を制限する若しくはお客様に新たな義務を課すものであるときは、その改定事項をご通知します。</u>この場合、所定の期日までに異議の申立てがないときは、お客様に約款等の改定にご同意いただいたものとして取り扱います。</p> <p>(2) <u>前項の通知は、改定の影響が軽微であると判断される場合には、当行ホームページへの掲載によって代えることがあります。</u></p>
非課税上場株式等管理及び非課税累積投資に関する約款	約款全体の和暦を西暦に変更します。	<p>2014年 2017年 2018年 2019年</p>	<p>2023年 2024年 2037年</p>
	第2条（非課税口座開設届出書等の提出）	<p>(1) お客様が特例の適用を受けるため、当行に非課税口座の開設を申込みれる際には、<u>法第37条の14第5項の規定に基づき、当行所定の「非課税口座開設届出書」に必要事項を記載して署名のうえご提出ください。</u></p> <p>(2) 省略</p> <p>(3) 前二項にかかわらず、お客様が、当行に非課税口座を開設しようとする年に、すでに他の金融商品取引業者等に非課税口座を開設されており、当該非課税口座にその年分の非課税管理勘定（この契約に基づき非課税口座に記載又は記録される第7条規定の上場株式等の記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、2014年から2023年までの各年（累積投資勘定が設けられる年を除きます。）に設けられるものをいいます。以下同じ。）又は累積投資勘定（この契約に基づき非課税口座に記載または記録される第7条規定の上場株式等の記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、<u>2018年から2042年までの各年（非課税管理勘定が設けられる年を除きます。）に設けられるものをいいます。以下同じ。）が設けられている又は設けられることになっている場合には、当該非課税管理勘定又は累積投資勘定を廃止等したうえで、当行に非課税口座を開設しようとする年の前年10月1日から開設しようとする年の9月30日までに、当行所定の非課税口座開設届出書に必要事項</u></p>	<p>平成26年 平成29年 平成30年 平成31年</p> <p>平成35年 平成36年 平成49年</p> <p>(1) お客様が特例の適用を受けるため、当行に非課税口座の開設を申込みれる際には、<u>当行所定の「非課税適用確認書の交付申請書（法第37条の14第6項に規定される申請書をいいます。以下同じ。）兼非課税口座開設届出書（法第37条の14第5項第1号に規定されるものをいいます。以下同じ。）」に必要事項を記載して署名のうえご提出ください。</u></p> <p><u>なお、当行は、税務署にお客様の非課税適用確認書の交付申請書に係る申請事項を提供し、税務署より「非課税適用確認書（法第37条の14第5項第6号に規定されるものをいいます。以下同じ。）」を受領したときは、原則としてお客様から当行に「非課税適用確認書」の提出があったものとして取り扱い、非課税口座開設の手続きをします。また、当該非課税適用確認書については当行で保管します。</u></p> <p>(2) 現行通り</p> <p>(3) 前二項にかかわらず、お客様が、当行に非課税口座を開設しようとする年に、すでに他の金融商品取引業者等に非課税口座を開設されており、当該非課税口座にその年分の非課税管理勘定（この契約に基づき非課税口座に記載又は記録される第7条規定の上場株式等の記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、平成26年から平成35年までの各年（累積投資勘定が設けられる年を除きます。）に設けられるものをいいます。以下同じ。）又は累積投資勘定（この契約に基づき非課税口座に記載または記録される第7条規定の上場株式等の記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、<u>平成30年から平成49年までの各年（非課税管理勘定が設けられる年を除きます。）に設けられるものをいいます。以下同じ。）が設けられている又は設けられることになっている場合には、当該非課税管理勘定又は累積投資勘定を廃止等したうえで、当行に非課税口座を開設しようとする年の前年10月1日から開設しようとする年の9月30日までに、当行所定の非課税口座開設届出書に必要事項</u></p>

約款名	条文	新	旧
		<p>を記載して署名のうえご提出いただくとともに、他の金融商品取引業者等の非課税口座に設けられていた非課税管理勘定又は累積投資勘定を廃止等する際に交付された勘定廃止通知書(法第37条の14第5項第9号に規定されるものをいいます。以下同じ。)も併せてご提出ください。</p> <p>(4) 前三項にかかわらず、お客さまが、当行又は他の金融商品取引業者等に開設していた非課税口座を廃止された場合に(廃止された年が2018年1月1日以降で、その年に非課税管理勘定又は累積投資勘定が設けられていた非課税口座に限ります。)、当行に非課税口座を再開設又は新たに開設しようとするときは、当行に非課税口座を開設しようとする年の前年10月1日から開設しようとする年の9月30日までに、当行所定の非課税口座開設届出書に必要事項を記載して署名のうえご提出いただくとともに、当該非課税口座廃止の際に交付された非課税口座廃止通知書(法第37条の14第5項第10号に規定するものをいいます。以下同じ。)も併せてご提出ください。ただし、当該非課税口座を廃止された年分の非課税管理勘定又は累積投資勘定にすでに上場株式等の受入れをされているときは、当該廃止した年の10月1日以降でなければ、当該書類を受理することができません。</p> <p>(5) 省略</p> <p>(6) 第1項の規定により、当行がお客さまから「非課税口座開設届出書」をご提出いただいた場合には、当行は当該届出書の提出を受けた日に非課税管理勘定又は累積投資勘定を非課税口座に設定いたしますが、当行が税務署からお客さまの非課税口座の開設ができる旨等の提供があった日まで、お客さまからの上場株式等の買付け等に係る注文等を受け付けないことといたします。</p> <p>(7) (8)省略</p> <p>(9) お客さまは、第1項に規定される「非課税口座開設届出書」を、同一の勘定設定期間内に、当行又は他の金融商品取引業者等に重複して提出することはできません。</p>	<p>を記載して署名のうえご提出いただくとともに、他の金融商品取引業者等の非課税口座に設けられていた非課税管理勘定又は累積投資勘定を廃止等する際に交付された勘定廃止通知書(法第37条の14第5項第7号に規定されるものをいいます。以下同じ。)も併せてご提出ください。</p> <p>(4) 前三項にかかわらず、お客さまが、当行又は他の金融商品取引業者等に開設していた非課税口座を廃止された場合に(廃止された年が平成30年1月1日以降で、その年に非課税管理勘定又は累積投資勘定が設けられていた非課税口座に限ります。)、当行に非課税口座を再開設又は新たに開設しようとするときは、当行に非課税口座を開設しようとする年の前年10月1日から開設しようとする年の9月30日までに、当行所定の非課税口座開設届出書に必要事項を記載して署名のうえご提出いただくとともに、当該非課税口座廃止の際に交付された非課税口座廃止通知書(法第37条の14第5項第8号に規定するものをいいます。以下同じ。)も併せてご提出ください。ただし、当該非課税口座を廃止された年分の非課税管理勘定又は累積投資勘定にすでに上場株式等の受入れをされているときは、当該廃止した年の10月1日以降でなければ、当該書類を受理することができません。</p> <p>(5) 現行通り</p> <p>(6) 第1項の規定により、「非課税適用確認書の交付申請書兼非課税口座開設届出書」をご提出いただいた場合には、当行が税務署から「非課税適用確認書」を受領した後に非課税口座が開設されます。「非課税適用確認書の交付申請書兼非課税口座開設届出書」が提出された日に非課税口座は開設されません。</p> <p>(7) (8)現行通り</p> <p>(9) お客さまは、第1項に規定される「非課税適用確認書の交付申請書兼非課税口座開設届出書」を、同一の勘定設定期間内に、当行又は他の金融商品取引業者等に重複して提出することはできません。</p>
	<p>第3条(非課税管理勘定又は累積投資勘定の設定)</p>	<p>(1) お客さまが特例の適用を受けるための非課税管理勘定又は累積投資勘定は、非課税適用確認書、廃止通知書又は非課税口座開設届出書に記載された非課税管理勘定又は累積投資勘定の勘定設定期間においてのみ設けられます。</p> <p>(2) 当行に非課税口座を開設されているお客さまで、その年分の非課税管理勘定又は累積投資勘定が他の金融商品取引業者等に開設した非課税口座に設けられている又は設けられることになっている場合において、法第37条の14第24項の規定により、当行の非課税口座に当該年分の非課税管理勘定又は累積投資勘定を設けようとする場合には、当該年分の非課税管理勘定又は累積投資勘定が設けられる前年10月1日からその年の9月30日までの間に、当行に廃止通知書を提出してください。ただし、提出いただく廃止通知書が非課税口座</p>	<p>(1) お客さまが特例の適用を受けるための非課税管理勘定又は累積投資勘定は、非課税適用確認書又は廃止通知書に記載された非課税管理勘定又は累積投資勘定の勘定設定期間においてのみ設けられます。</p> <p>(2) 当行に非課税口座を開設されているお客さまで、その年分の非課税管理勘定又は累積投資勘定が他の金融商品取引業者等に開設した非課税口座に設けられている又は設けられることになっている場合において、当行の非課税口座に当該年分の非課税管理勘定又は累積投資勘定を設けようとする場合には、当該年分の非課税管理勘定又は累積投資勘定が設けられる前年10月1日からその年の9月30日までの間に、当行に廃止通知書を提出してください。ただし、提出いただく廃止通知書が非課税口座の廃止により交付されたもので、廃止した</p>

約款名	条文	新	旧
		<p>の廃止により交付されたもので、廃止した年分の非課税管理勘定にすでに上場株式等の受入れをしているときは、当該廃止した年の10月1日以降でなければ、当該廃止通知書を受理することができません。この場合、非課税管理勘定又は累積投資勘定が設けられるのは、翌年1月1日以降になります。</p> <p>(3) <u>2017年12月31日</u>までに当行に非課税口座を開設されているお客さまで、<u>2019年1月1日</u>以降、お客さまの非課税口座（他の金融商品取引業者等に非課税口座を開設されている場合には、当該非課税口座を含みます。）に非課税管理勘定又は累積投資勘定が設けられていない場合に、当行の非課税口座に非課税管理勘定又は累積投資勘定を設けようとするときは、<u>非課税口座開設届出書</u>を当行にご提出ください。この場合、第2条第1項、<u>第5項及び第9項</u>の規定を準用します。</p> <p>(4) 非課税管理勘定又は累積投資勘定は、原則として各年の1月1日（<u>非課税適用確認申請書が年の中途において提出された年</u>にあつてはその提出の日、前二項による場合で当行が税務署より非課税管理勘定又は累積投資勘定を設けることができる旨の通知を、当該勘定を設けようとする年の中途において受領した場合には受領後）において設けられます。</p> <p>(5) <u>2017年10月1日</u>時点で、当行に開設された非課税口座に<u>2017年</u>分の非課税管理勘定が設けられており、当行に個人番号の告知を行っているお客さまのうち、同日前に当行に対して「非課税適用確認書の交付申請書のみなし提出不適用届出書」を提出されなかったお客さまにつきましては、<u>2018年</u>分以後の勘定設定期間に係る「非課税適用確認書の交付申請書」を提出されたものとみなして、第1項及び第4項の規定を適用します。</p>	<p>年分の非課税管理勘定にすでに上場株式等の受入れをしているときは、当該廃止した年の10月1日以降でなければ、当該廃止通知書を受理することができません。この場合、非課税管理勘定又は累積投資勘定が設けられるのは、翌年1月1日以降になります。</p> <p>(3) <u>平成29年12月31日</u>までに当行に非課税口座を開設されているお客さまで、<u>平成31年1月1日</u>以降、お客さまの非課税口座（他の金融商品取引業者等に非課税口座を開設されている場合には、当該非課税口座を含みます。）に非課税管理勘定又は累積投資勘定が設けられていない場合に、当行の非課税口座に非課税管理勘定又は累積投資勘定を設けようとするときは、<u>非課税適用確認書の交付申請書</u>を当行にご提出ください。この場合、第2条第1項及び<u>第5項</u>の規定を準用します。</p> <p>(4) 非課税管理勘定又は累積投資勘定は、原則として各年の1月1日（<u>非課税口座が年の中途において開設された年</u>にあつては非課税口座開設の日、前二項による場合で当行が税務署より非課税管理勘定又は累積投資勘定を設けることができる旨の通知を、当該勘定を設けようとする年の中途において受領した場合には受領後）において設けられます。</p> <p>(5) <u>平成29年10月1日</u>時点で、当行に開設された非課税口座に<u>平成29年</u>分の非課税管理勘定が設けられており、当行に個人番号の告知を行っているお客さまのうち、同日前に当行に対して「非課税適用確認書の交付申請書のみなし提出不適用届出書」を提出されなかったお客さまにつきましては、<u>平成30年</u>分以後の勘定設定期間に係る「非課税適用確認書の交付申請書」を提出されたものとみなして、第1項及び第4項の規定を適用します。</p>
	<p>第5条（金融商品取引業者等変更届出書の提出及び非課税管理勘定又は累積投資・累積投資勘定の廃止）</p>	<p>(1) お客さまが当行に開設されている非課税口座に設けられるべき非課税管理勘定又は累積投資勘定を他の金融商品取引業者等に開設する非課税口座に設けようとする場合には、当該非課税管理勘定又は累積投資勘定が設けられる日の属する年の前年10月1日からその年の9月30日までの間に、当行に金融商品取引業者等変更届出書（法第37条の14第13項に規定するものをいいます。以下同じ。）を提出してください。この場合、当該非課税管理勘定又は累積投資勘定にすでに上場株式等の受入れをしているときは、当該金融商品取引業者等変更届出書を受理することができません。</p> <p>(2)～(4)省略</p>	<p>(1) お客さまが当行に開設されている非課税口座に設けられるべき非課税管理勘定又は累積投資勘定を他の金融商品取引業者等に開設する非課税口座に設けようとする場合には、当該非課税管理勘定又は累積投資勘定が設けられる日の属する年の前年10月1日からその年の9月30日までの間に、当行に金融商品取引業者等変更届出書（法第37条の14第14項に規定するものをいいます。以下同じ。）を提出してください。この場合、当該非課税管理勘定又は累積投資勘定にすでに上場株式等の受入れをしているときは、当該金融商品取引業者等変更届出書を受理することができません。</p> <p>(2)～(4)現行通り</p>
	<p>第6条（非課税口座廃止届出書の提出）</p>	<p>(1) お客さまが特例の適用を受けることをやめる場合には、非課税口座廃止届出書（法第37条の14第16項に規定するものをいいます。以下同じ。）を提出してください。</p> <p>(2)～(3)省略</p>	<p>(1) お客さまが特例の適用を受けることをやめる場合には、非課税口座廃止届出書（法第37条の14第17項に規定するものをいいます。以下同じ。）を提出してください。</p> <p>(2)～(3)現行通り</p>
	<p>第7条（非課税口座に受け入れる上場株式等の範囲）</p>	<p>(1) 当行は、お客さまの非課税口座に設けられる非課税管理勘定には、次の各号に定める上場株式等（当該非課税口座が開設されている当行の取扱店に係る振替口座簿に記載又は記録がさ</p>	<p>(1) 当行は、お客さまの非課税口座に設けられる非課税管理勘定には、次の各号に定める上場株式等（当該非課税口座が開設されている当行の取扱店に係る振替口座簿に記載又は記録がさ</p>

約款名	条文	新	旧
		<p>れるものに限ります。)のみを受け入れます。</p> <p>① 当行取扱いの国内非上場公募株式投資信託受益権(以下「株式投資信託」といいます。)で、その年分の非課税管理勘定が設けられた日から同年の12月31日までの間において受け入れる次のイ又はロの株式投資信託で、取得対価の額(イの場合は購入の代価の額をいい、ロの場合は移管に係る払出し時の金額をいいます。第10条第2項において同じ。)の合計額が120万円(第2号の規定により受け入れる株式投資信託がある場合には、当該株式投資信託の移管に係る払出し時の金額を控除した金額)を超えないもの。</p> <p>イ お客さまが、当行で募集の取扱いにより取得した株式投資信託で、その取得後直ちに非課税管理勘定に受け入れるもの。</p> <p>ロ 他年分非課税管理勘定(当行に開設されているお客さまの非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定又は当行に開設されている法第37条の14の2第5項第1号に規定する未成年者口座に設けられた非課税管理勘定)から、租税特別措置法施行令(以下「施行令」といいます。)第25条の13第10項各号の規定に基づき移管がされる株式投資信託。</p> <p>② 施行令第25条の13第11項により読み替えて準用する同条第10項各号の規定に基づき、他年分非課税管理勘定から当該他年分非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過した日に、同日に設けられる非課税管理勘定に移管がされる株式投資信託。</p> <p>③ 施行令第25条の13第12項各号に規定する上場株式等のうち株式投資信託。</p> <p>(2) 当行は、お客さまの非課税口座に設けられた累積投資勘定には、お客さまが当行と締結した累積投資契約に基づいて取得した次に掲げる株式投資信託(当該株式投資信託を定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして、その株式投資信託の投資信託約款において施行令第25条の13第15項各号の定めがあり、かつ、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件を満たすものに限ります。)のみを受け入れます。</p> <p>① 第3条の規定により累積投資勘定が設けられた日から同年の12月31日までの間に受け入れた株式投資信託の取得対価の額(購入した株式投資信託についてはその購入の代価の額をいい、払込みにより取得をした株式投資信託等についてはその払い込んだ金額をいいます。)の合計額が40万円を超えないもの</p> <p>② 施行令第25条の13第24項において準用する同条第12項第1号、第4号及び第11号に規定する株式投資信託</p> <p>(3) 省略</p>	<p>れるものに限ります。)のみを受け入れます。</p> <p>① 当行取扱いの国内非上場公募株式投資信託受益権(以下「株式投資信託」といいます。)で、その年分の非課税管理勘定が設けられた日から同年の12月31日までの間において受け入れる次のイ又はロの株式投資信託で、取得対価の額(イの場合は購入の代価の額をいい、ロの場合は移管に係る払出し時の金額をいいます。第10条第2項において同じ。)の合計額が120万円(第2号の規定により受け入れる株式投資信託がある場合には、当該株式投資信託の移管に係る払出し時の金額を控除した金額)を超えないもの。</p> <p>イ お客さまが、当行で募集の取扱いにより取得した株式投資信託で、その取得後直ちに非課税管理勘定に受け入れるもの。</p> <p>ロ 他年分非課税管理勘定(当行に開設されているお客さまの非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定又は当行に開設されている法第37条の14の2第5項第1号に規定する未成年者口座に設けられた非課税管理勘定)から、租税特別措置法施行令(以下「施行令」といいます。)第25条の13第9項各号の規定に基づき移管がされる株式投資信託。</p> <p>② 施行令第25条の13第10項により読み替えて準用する同条第9項各号の規定に基づき、他年分非課税管理勘定から当該他年分非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過した日に、同日に設けられる非課税管理勘定に移管がされる株式投資信託。</p> <p>③ 施行令第25条の13第11項各号に規定する上場株式等のうち株式投資信託。</p> <p>(2) 当行は、お客さまの非課税口座に設けられた累積投資勘定には、お客さまが当行と締結した累積投資契約に基づいて取得した次に掲げる株式投資信託(当該株式投資信託を定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして、その株式投資信託の投資信託約款において施行令第25条の13第13項各号の定めがあり、かつ、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件を満たすものに限ります。)のみを受け入れます。</p> <p>① 第3条の規定により累積投資勘定が設けられた日から同年の12月31日までの間に受け入れた株式投資信託の取得対価の額(購入した株式投資信託についてはその購入の代価の額をいい、払込みにより取得をした株式投資信託等についてはその払い込んだ金額をいいます。)の合計額が40万円を超えないもの</p> <p>② 施行令第25条の13第18項において準用する同条第11項第1号、第4号及び第10号に規定する株式投資信託</p> <p>(3) 現行通り</p>
	第11条(非課税口座内上場株式等の払出しに関する通知)	(1) 法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、非課税管理勘定から株式投資信託の全部又は一部の払出し(振替によるものを含むものとし、第7条第1項第1号ロ及び同項第2	(1) 法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、非課税管理勘定から株式投資信託の全部又は一部の払出し(振替によるものを含むものとし、第7条第1項第1号ロ及び同項第2

約款名	条文	新	旧
		<p>号によるもの、施行令第25条の13第12項各号に規定する事由に係るもの並びに特定口座への移管に係るものを除きます。)があった場合(同項各号に規定する事由により取得する株式投資信託で、非課税管理勘定に受け入れなかったもので、非課税管理勘定に受け入れた後直ちに当該非課税管理勘定が設けられた非課税口座から他の管理口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。)には、当行は、お客さま(相続又は遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。))による払出しがあった場合には、当該相続又は遺贈により当該非課税管理勘定に受け入れられていた株式投資信託を取得した者)に対し、当該払出しがあった株式投資信託の法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額及び口数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由及びその事由が生じた日等を<u>書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法</u>により通知します。</p> <p>(2) 法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、累積投資勘定から株式投資信託の全部又は一部の払出し(振替によるものを含むものとし、施行令第25条の13第24項において準用する同条第12項第1号、第4号及び第11号に規定する事由に係るもの並びに特定口座への移管に係るものを除きます。)があった場合(同項第1号、第4号及び第11号に規定する事由により取得する株式投資信託で、累積投資勘定に受け入れなかったもので、累積投資勘定に受け入れた後直ちに当該累積投資勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。)には、当行は、お客さま(相続又は遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。))による払出しがあった場合には、当該相続又は遺贈により当該累積投資勘定に受け入れられていた株式投資信託を取得した者)に対し、当該払出しがあった株式投資信託の法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額及び口数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由及びその事由が生じた日等を<u>書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法</u>により通知します。</p>	<p>号によるもの、施行令第25条の13第11項各号に規定する事由に係るもの並びに特定口座への移管に係るものを除きます。)があった場合(同項各号に規定する事由により取得する株式投資信託で、非課税管理勘定に受け入れなかったもので、非課税管理勘定に受け入れた後直ちに当該非課税管理勘定が設けられた非課税口座から他の管理口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。)には、当行は、お客さま(相続又は遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。))による払出しがあった場合には、当該相続又は遺贈により当該非課税管理勘定に受け入れられていた株式投資信託を取得した者)に対し、当該払出しがあった株式投資信託の法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額及び口数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由及びその事由が生じた日等を<u>書面</u>により通知します。</p> <p>(2) 法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、累積投資勘定から株式投資信託の全部又は一部の払出し(振替によるものを含むものとし、施行令第25条の13第18項において準用する同条第11項第1号、第4号及び第10号に規定する事由に係るもの並びに特定口座への移管に係るものを除きます。)があった場合(同項第1号、第4号及び第10号に規定する事由により取得する株式投資信託で、累積投資勘定に受け入れなかったもので、累積投資勘定に受け入れた後直ちに当該累積投資勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。)には、当行は、お客さま(相続又は遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。))による払出しがあった場合には、当該相続又は遺贈により当該累積投資勘定に受け入れられていた株式投資信託を取得した者)に対し、当該払出しがあった株式投資信託の法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額及び口数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由及びその事由が生じた日等を<u>書面</u>により通知します。</p>
	<p>第12条(非課税管理勘定又は累積投資勘定終了時の取扱い)</p>	<p>(1)(2) 省略</p> <p>(3) 第1項の規定により、非課税管理勘定が終了した場合、当該非課税管理勘定に受け入れられていた株式投資信託については、当該非課税管理勘定から、お客さまが当行に開設されている非課税口座に新たに設けられる他の年分の非課税管理勘定に移管することができます。<u>この場合、お客さまは、非課税管理勘定の終了する年の当行所定の日までに当行に対して第7条第1項第2号の移管を行う旨その他必要事項を記載した「非課税口座内上場株式等移管依頼書」を提出する必要があります。</u></p> <p>(4) 前項の規定による場合を除き、非課</p>	<p>(1)(2) 現行通り</p> <p>(3) 第1項の場合、当該非課税管理勘定に受け入れられていた株式投資信託については、当該非課税管理勘定から、お客さまが当行に開設されている非課税口座に新たに設けられる他の年分の非課税管理勘定に移管することができます。</p> <p>(追加)</p> <p>(4) 前項の規定による場合を除き、非課</p>

約款名	条文	新	旧
		<p>税管理勘定又は累積投資勘定に受け入れられていた株式投資信託は、お客さまが、当行に特定口座を開設されている場合には当該特定口座に、特定口座を開設されていない場合には一般口座に移管されます。ただし、お客さまが、非課税管理勘定の終了する年の当行所定の日までに当行に「<u>特定口座以外の他の保管口座への非課税口座内上場株式等移管依頼書</u>」を提出された場合には、お客さまが当行に特定口座を開設されていたとしても当該株式投資信託は一般口座に移管されます。</p> <p>(5) 省略</p>	<p>税管理勘定又は累積投資勘定に受け入れられていた株式投資信託は、お客さまが当行に開設されている他の保管口座（一般口座又は特定口座）に移管されます。</p> <p>(5) 現行通り</p>
第13条（非課税口座年間取引報告書の提出）		<p>当行は、法第37条の14第31項及び施行令第25条の13の7の定めるところにより非課税口座年間取引報告書を作成し、翌年1月31日までに所轄税務署長に提出します。</p>	<p>当行は、法第37条の14第25項及び施行令第25条の13の7の定めるところにより非課税口座年間取引報告書を作成し、翌年1月31日までに所轄税務署長に提出します。</p>
第14条（届出事項の変更）		<p>(1) 省略</p> <p>(2) お客さまが当行に開設されている非課税口座に、その年設けられた勘定の種類を変更しようとする場合には、当行所定の日までに、当行に対して「金融商品取引業者等変更届出書（勘定変更用）」をご提出いただく必要があります。この場合、当行がお客さまから「金融商品取引業者等変更届出書（勘定変更用）」の提出を受けて作成した「勘定廃止通知書」については、お客さまに交付することなく、その作成をした日にお客さまから提出を受けたものとみなして、法第37条の14第20項の規定を適用します。</p> <p>(3) 2024年1月1日以後、お客さまが当行に開設された非課税口座（当該口座に2023年分の非課税管理勘定が設定されている場合に限りません。）に累積投資勘定を設定することを希望される場合には、当行に対して「非課税口座異動届出書」を提出していただく必要があります。</p> <p>(4) 省略</p> <p>(5) お客さまの依頼により、非課税口座を開設している当行の本支店の変更（移管）があったときは、施行令第25条の13の2第4項の規定により、遅滞なく非課税口座移管依頼書を当行に提出いただくものとします。</p> <p>(6) 出国により国内に住所及び居所を有しないこととなった場合は、法第37条の14第22項第1号または第2号に規定する場合の区分に応じ、当該各号に定める「（非課税口座）継続適用届出書」または「出国届出書」を提出するものとします。</p>	<p>(1) 現行通り</p> <p>(2) お客さまが当行に開設されている非課税口座に、その年設けられた勘定の種類を変更しようとする場合には、当行所定の日までに、当行に対して「金融商品取引業者等変更届出書（勘定変更用）」をご提出いただく必要があります。この場合、当行がお客さまから「金融商品取引業者等変更届出書（勘定変更用）」の提出を受けて作成した「勘定廃止通知書」については、お客さまに交付することなく、その作成をした日にお客さまから提出を受けたものとみなして、法第37条の14第21項の規定を適用します。</p> <p>(3) 平成36年1月1日以後、お客さまが当行に開設された非課税口座（当該口座に平成35年分の非課税管理勘定が設定されている場合に限りません。）に累積投資勘定を設定することを希望される場合には、当行に対して「非課税口座異動届出書」を提出していただく必要があります。</p> <p>(4) 現行通り</p> <p>(5) お客さまの依頼により、非課税口座を開設している当行の本支店の変更（移管）があったときは、施行令第25条の13の2第2項の規定により、遅滞なく非課税口座移管依頼書を当行に提出いただくものとします。</p> <p>(追加)</p>
第16条（非課税口座の廃止）		<p>この契約は、次の各号のいずれかの事由が発生したときは、それぞれに掲げる日に解約され、お客さまの非課税口座は廃止されるものとします。</p> <p>① お客さまが当行に対して、非課税口座廃止届出書を提出されたとき 当該提出日。</p> <p>② 法第37条の14第22項第1号に定める「（非課税口座）継続適用届出書」を提出した日から起算して5年を経過する日の属する年の12月31日までに法第37条の14第24項に定める「（非課税口座）帰国届出書」の提出をしなかった場合、法第37条の14第26項の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日（5年経過日の属する</p>	<p>この契約は、次の各号のいずれかの事由が発生したときは、それぞれに掲げる日に解約され、お客さまの非課税口座は廃止されるものとします。</p> <p>① お客さまが当行に対して、非課税口座廃止届出書を提出されたとき 当該提出日。</p> <p>(追加)</p>

約款名	条文	新	旧
		<p>年の12月31日)。 <u>③</u>お客さまが当行に対して、<u>法第37条の14第2項第2号</u>に定める<u>出国届出書</u>を提出されたとき 出国日。 <u>④</u>お客さまが、<u>出国により居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなったとき</u> <u>法第37条の14第2項</u>の規定により「<u>非課税口座廃止届出書</u>」の提出があったものとみなされた日 (出国日)。 <u>⑤</u>施行令第25条の13の5に定める<u>非課税口座開設者死亡届出書</u>の提出があったとき 当該非課税口座開設者が死亡した日。 <u>⑥</u>やむを得ない事由により、当行が解約を申し出たとき 当行が定める日。 <u>⑦</u>お客さまがこの約款の変更に同意されないとき 当行が定める日。</p>	<p><u>②</u>お客さまが当行に対して、<u>施行令第25条の13の4第1項</u>に定める<u>出国届出書</u>を提出されたとき 出国日。 <u>③</u>お客さまが、<u>出国により居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなったとき</u> <u>施行令第25条の13の4第2項</u>の規定により「<u>非課税口座廃止届出書</u>」の提出があったものとみなされた日 (出国日)。 <u>④</u>施行令第25条の13の5に定める<u>非課税口座開設者死亡届出書</u>の提出があったとき 当該非課税口座開設者が死亡した日。 <u>⑤</u>やむを得ない事由により、当行が解約を申し出たとき 当行が定める日。 <u>⑥</u>お客さまがこの約款の変更に同意されないとき 当行が定める日。</p>
<p>未成年者口座及び課税未成年者口座開設に関する約款</p>	<p>第2条 (未成年者口座開設届出書等の提出)</p>	<p>(1) 省略 (2) 当行に未成年者口座を開設されているお客さまは、当行又は他の金融商品取引業者等に、「<u>未成年者非課税適用確認書の交付申請書 兼 未成年者口座開設届出書</u>」、「<u>未成年者口座開設届出書</u>」を提出することはできません。 (3)～(5)省略</p>	<p>(1) 現行通り (2) 当行に未成年者口座を開設されているお客さまは、当行又は他の金融商品取引業者等に、「<u>未成年者非課税適用確認書の交付申請書 兼 未成年者口座開設届出書</u>」、「<u>未成年者口座開設届出書</u>」又は<u>法第37条の14第6項</u>に規定する「<u>非課税適用確認書の交付申請書</u>」(当該申請書にあっては、<u>お客さまがその年の1月1日において20歳である年の前年12月31日までに提出されるものに限り</u>ます。)を提出することはできません。 (3)～(5)現行通り</p>
	<p>第26条 (非課税口座のみなし開設)</p>	<p>(1) <u>2017年から2023年</u>までの各年(その年1月1日においてお客さまが20歳である年に限り)の1月1日においてお客さまが当行に未成年者口座を開設されている場合(出国中である場合を除きます)には、当該未成年者口座が開設されている当行の営業所において、同日に<u>法第37条の14第5項第1号</u>に規定する非課税口座が開設されます。 (2) 前項の場合には、お客さまがその年1月1日において20歳である年の同日において、当行に対して同日の属する年の属する勘定設定期間(法第37条の14第5項第3号イに規定する勘定設定期間をいいます。)の記載がある非課税口座開設届出書が提出されたものとみなし、かつ、同日において当行とお客さまとの間で非課税上場株式等管理契約(同項第2号に規定する非課税上場株式等管理契約をいいます。)が締結されたものとみなします。</p>	<p>(1) <u>平成29年から平成35年</u>までの各年(その年1月1日においてお客さまが20歳である年に限り)の1月1日においてお客さまが当行に未成年者口座を開設されている場合(出国中である場合を除きます)には、当該未成年者口座が開設されている当行の営業所において、同日に<u>法第37条の14第5項第1号</u>に規定する非課税口座が開設されます。 (2) 前項の場合には、お客さまがその年1月1日において20歳である年の同日において、当行に対して同日の属する年の属する勘定設定期間(法第37条の14第5項第6号に規定する勘定設定期間をいいます。)の記載がある非課税適用確認書(同号に規定する非課税適用確認書をいいます。)が添付された非課税口座開設届出書(同項第1号に規定する非課税口座開設届出書をいいます。)が提出されたものとみなし、かつ、同日において当行とお客さまとの間で非課税上場株式等管理契約(同項第2号に規定する非課税上場株式等管理契約をいいます。)が締結されたものとみなします。</p>